

被災者支援に関する制度のお知らせ

今回の東日本大震災により被害を受けた方について、次のような支援制度があります。申請の方法などは次のとおりとなります。該当する方は、可能な限り被害箇所をいろいろな角度から写真を撮るとともに、修理などの見積明細書や領収書などは処分せずに大切に保管してください。

【町の支援制度】

○那珂川町災害復旧等支援金

- 1. 対象者**
被災した家屋等に10万円以上の復旧工事をした町内に住所を有する方
※被災者生活再建支援制度の該当者は除く
- 2. 支給額**
復旧等工事にかかった費用の1/2以内で、10万円を限度
- 3. 申請手続き**
 - (1) 申請窓口
那珂川町総務課及び総合窓口課
 - (2) 申請方法
「災害復旧等支援金交付申請書」に次の書類を添えて申請窓口へ提出してください。

も可能です。
(3) 申請期間
災害発生日（平成23年3月11日）から3月以内
⇒6月10日（金）まで
注）今回の震災については、全町におよぶため復旧等工事が期間内の終了が見込めないことから、終了しない場合は、申請期限の6月10日（金）までに申請書、見積明細書及び写真等を提出していただき、工事終了後に領収書を提出してください。確認後に支援金の交付となります。

○那珂川町災害見舞金

- 1. 対象者**
住宅が全壊又は半壊した方
- 2. 支給額**
住宅の倒壊5万円以内、半壊3万円以内
- 3. 申請手続き**
該当する方に、後日直接お知らせします。

【国の支援制度】

◎被災者生活再建支援制度

- 1. 支援金の支給対象世帯**
 - (1) 住宅が全壊した世帯
 - (2) 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
 - (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
 - (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯
- 注）対象世帯には、持家だけでなく、マンション、アパート等の賃貸住宅に居住し、上記の被害を受けた世帯の方も含まれます。

- 2. 支援金の支給額**
支給額は、次の基礎支援金と加算支援金の合算額（世帯人数が1人の場合にあっては、その3/4の金額）となります。

被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借
支給額	200万円	100万円	50万円

- 注）公営住宅の賃借は、対象外となります。一旦住宅を賃借した後、建設・購入又は補修をした場合は、再申請に基づき、これらとの差額が支給されます。
- 3. 申請手続き**
 - (1) 申請窓口
那珂川町総務課及び総合窓口課
 - (2) 申請方法
該当する方に、後日直接送付いたします「被災者生活再建支援金支給申請書」に次の書類を添えて申請窓口へ提出してください。
- ア 基礎支援金の場合
イ 加算支援金の場合
- (3) 申請期間
ア 基礎支援金の場合
イ 加算支援金の場合
- ※災害発生日:平成23年3月11日

那珂川町新庁舎建設検討委員を募集します

町では、新庁舎建設を検討するにあたり、新庁舎建設検討委員会を設置します。委員会は、公募による委員4人と、学識経験者、町議会議員、行政区長、各種団体、まちづくり審議会等から推薦された委員で構成されますが、このたび、公募委員を募集します。

【対象者】

町内在住・在勤・在学している18歳以上の方（平成23年4月1日現在）

※すでに、町が設置している附属機関等の委員の方は、原則として他の委員を兼ねることができません。

【委嘱期間(任期)】

平成23年6月から検討・協議が終了する日まで

【報酬】

【応募方法】

5月25日（当日消印有効）までに、持参または郵送で、応募用紙に自己PR（建築分野・防災分野等の経歴、資格等がある場合は明記してくだ

さい。）及び小論文（400字以内、小論文課題Ⅱ「理想とする新庁舎像」・住所・氏名・年齢・性別・電話番号を明記し、総務課へ提出してください。）

【応募用紙の配布場所】

役場本庁舎総務課、小川庁舎総合窓口課で配布します。

【選考方法】

自己PR及び小論文により、選考委員会で審査します。

【選考結果】

応募者全員に選考結果をお知らせします。

【提出・お問い合わせ先】

那珂川町総務課 管財係
☎0287-92-1111
那珂川町のホームページアドレス
(<http://www.town.tochigi-nakagawa.jp>)



公園墓地1区画・小川墓地1区画の使用申込みを受け付けます。

1、墓地の概要

① 那珂川町公園墓地（那珂川町馬頭2558番地87）

区分	区画数	使用料	管理料
東第4段第8号 1区画6㎡	1区画	450,000円	年 2,500円

② 那珂川町小川墓地（那珂川町谷田191番地）

区分	区画数	使用料	管理料
第21号 1区画3.6㎡	1区画	30,000円	年 1,500円

※使用料は、使用許可されたとき1回だけです。 ※管理料は、毎年納入になります。

2、使用者の資格

本町に住所を有する方

3、申込み方法

使用許可申込書に必要事項を記入のうえ、住民生活課又は小川庁舎総合窓口課に提出。

申込書は、住民生活課又は小川庁舎総合窓口課にあります。

申込み期間 平成23年5月16日（月）から5月31日（火）まで

4、使用者の決定

多数応募の場合は、抽選により使用者を決定します。抽選日は、後日申込者に直接連絡いたします。

【問い合わせ】那珂川町住民生活課 生活環境係 ☎0287-92-1112、小川庁舎総合窓口課 ☎0287-96-2111

問い合わせ:那珂川町災害対策本部（総務課内）TEL0287-92-1111